



# 三重県公報

令和元年12月10日（火）

第 63 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>公 安 委 規 則</b>			
7	委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則	( 公 安 委 員 会 )	2
<b>告 示</b>			
478	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	( 長 寿 介 護 課 )	12
479	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	12
480	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 健 康 づ っ く り 課 )	12
481	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	13
482	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	13
483	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	13
484	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	( 同 )	14
485	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	15
486	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	15
487	外国人住民国籍・地域別人口調査の実施	(ダイバーシティ社会推進課)	16
488	三重県営松阪野球場の利用料金の承認	(スポーツ推進課)	16
489	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	17
490	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	( 漁 業 環 境 課 )	17
<b>公 安 委 告 示</b>			
130	駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施	( 公 安 委 員 会 )	17
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任の届出	( 農 地 調 整 課 )	19
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	( 獣 害 対 策 課 )	19
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	19

**公安委規則**

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十二月十日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

**三重県公安委員会規則第七号**

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則（平成十七年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	年 月 日
※登録番号	

登 録  
登録更新 申請書

道路交通法第 5 1 条の 8 第 2 項 の 規 定 に よ り 登 録 の  
第 7 項 において準用する同条第 2 項の規定により登録更新  
申請をします。

年 月 日

三重県公安委員会 様

(主たる事務所の所在地)  
(名 称)  
(代表者の氏名)



(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話 ( ) -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 その他 ( )
(ふりがな) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第5号に掲げる事項 (外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等) が記載されたものに限る。)
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿	
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し (2部以上)	
	<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	

- 備考 1 ※印欄には記載しないこと。  
2 申請者は、記名し、及び押印することに代えて、署名することができる。

(規格 A 4)

様式第三号を次のように改める。

## 様式第 3 号 (第 2 条関係)

## 誓 約 書

当法人は、道路交通法第 5 1 条の 8 第 3 項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第 5 1 条の 1 0 の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 1 1 9 条の 2 第 1 項第 3 号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
  - (3) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
  - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三重県公安委員会 様

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名)

Ⓜ

(規格 A 4)

様式第九号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 5 条関係)

(表)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 修了証明書交付年月日	年 月 日
※ 修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

三重県公安委員会 様

(申込者の氏名)

㊟

申 込 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 ( ) ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな)			性 別	写 真 (縦3.0cm× 横2.4cm)
	氏 名			男・女	
	生年月日	年	月	日生	
勤務先その 他の連絡先	電 話 ( ) ー				
受講希望 年 月 日					

実 施	※受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで (修了考査) ( 年 月 日)	※ 修了考査の結果	合・否
	※受講場所			
	※受講番号			

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。  
 3 申請者は、記名し、及び押印することに代えて、署名することができる。

(規格A4)

(裏)

## 注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者



様式第十三号及び様式第十四号を次のように改める。

様式第 13 号 (第 7 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※交付年月日	年 月 日
※資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

三重県公安委員会様

(申請者の氏名)



申請者	本籍				
	住所	〒 ー 都道府県			
		電話 ( ) ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな)		性	男・女	
	氏名		別		
生年月日	年 月 日生			写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
勤務先その他の連絡先	電話 ( ) ー				
証明書	番号				
	交付年月日	年 月 日			

- ※添付書類
- 修了証明書又は認定書
  - 住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第5号に掲げる事項 (外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等) が記載されたものに限る。)
  - 診断書
  - 誓約書
  - 写真2枚 (うち1枚貼付)

- 備考
- 1 ※印欄には、記載しないこと。
  - 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
  - 3 申請者は、記名し、及び押印することに代えて、署名することができる。

(規格A4)

様式第 14 号（第 7 条関係）

## 誓 約 書

私は、道路交通法第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号イからハマまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 18 歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 1 1 9 条の 2 第 1 項第 3 号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

三重県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名



(規格 A 4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に三重県公安委員会に対して提出されている改正前の委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則（次項において「旧規則」という。）に基づいて提出された申請書等は、改正後の委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 478 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470703675	訪問介護事業所 晴	松阪市東久保町 857 番地	浦田工業有限会社	令 和 元 年 12 月 1 日	訪問介護
2462990090	訪問看護ステーションきりん	志摩市磯部町迫間 1858	株式会社きりんさん	令 和 元 年 12 月 1 日	訪問看護
2470205812	デイサービス ゴールドエイジ久居	津市久居明神町 2715-1	ゴールドエイジ株式会社	令 和 元 年 12 月 1 日	通所介護
2472200761	特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家（ユニット）	三重郡菰野町大字宿野 1433 番地の 69	社会福祉法人鈴鹿聖十字会	令 和 元 年 12 月 1 日	短期入所生活介護

三重県告示第 479 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2462990090	訪問看護ステーションきりん	志摩市磯部町迫間 1858	訪問看護ステーションきりん	令 和 元 年 12 月 1 日	介護予防訪問看護
2472200761	特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家（ユニット）	三重郡菰野町大字宿野 1433 番地の 69	社会福祉法人鈴鹿聖十字会	令 和 元 年 12 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 480 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
病院・診療所	松阪市民病院	松阪市殿町 1550 番地	令 和 元 年 12 月 1 日

薬局	ウエルシア薬局イオンタウン四日市泊店	四日市市泊小柳町 4-5-1 イオンタウン四日市泊内1階	令和元年12月1日
薬局	さんあい薬局株式会社 小杉新町店	四日市市小杉新町 153 番-3	令和元年12月1日
薬局	いちご調剤薬局	鈴鹿市西条一丁目 19 番 22 号	令和元年12月1日
薬局	おりがみ薬局	伊賀市小田町 256 番地の 1	令和元年12月1日
訪問看護	訪問看護ステーション 豊和	志摩市阿児町鶴方 2555 番地 1	令和元年12月1日

三重県告示第 481 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
ローレル薬局	津市大園町 24 番地 56	有限会社アルバ	津市半田 3459-4	令和元年 8 月 1 日	居宅療養管理指導
ローレル薬局	津市大園町 24 番地 56	有限会社アルバ	津市半田 3459-4	令和元年 8 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
湯の山介護老人保健施設	三重郡菰野町千草字東江野 7045 の 73	医療法人 尚徳会	桑名市和泉 8 丁目 264 番地の 3	令和元年 9 月 1 日	介護予防通所リハビリテーション
湯の山介護老人保健施設	三重郡菰野町千草字東江野 7045 の 73	医療法人 尚徳会	桑名市和泉 8 丁目 264 番地の 3	令和元年 9 月 1 日	介護予防短期入所療養介護
ヘルパーステーションねむの樹	多気郡大台町弥起井 536-2 番地	有限会社 余谷木材	多気郡大台町弥起井 538 番地	令和元年 11 月 1 日	訪問介護

三重県告示第 482 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
阪神調剤薬局三重大前店	株式会社 阪神調剤薬局	居宅療養管理指導	開設者の主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 12 号	兵庫県芦屋市大槻町 1 番 18 号	令和元年 8 月 14 日
阪神調剤薬局三重大前店	株式会社 阪神調剤薬局	介護予防居宅療養管理指導	開設者の主たる事務所の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 12 号	兵庫県芦屋市大槻町 1 番 18 号	令和元年 8 月 14 日
訪問介護ステーション虹星	株式会社ダイヤモンド松阪	訪問介護	所在地	松阪市東町 59-6 スーパーセンタートライアル松阪店内	松阪市川井町 834-1 エルステージ松阪 3-504	平成 30 年 10 月 1 日

三重県告示第 483 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃 止 年 月 日
-----------	-----	----------	--------------------	-------------	-----------

フラワー薬局桔梗が丘中央店	名張市桔梗が丘 5 番町 4 街区 14 番地	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局桔梗が丘中央店	名張市桔梗が丘 5 番町 4 街区 14 番地	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局やまとまち店	伊勢市倭町 143 番地 6	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局やまとまち店	伊勢市倭町 143 番地 6	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局土橋店	伊賀市土橋 191 番 1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局土橋店	伊賀市土橋 191 番 1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
しらゆり薬局夏見店	名張市夏見 3273-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
しらゆり薬局夏見店	名張市夏見 3273-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局西丸之内店	津市西丸之内 14 番 15 号	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局西丸之内店	津市西丸之内 14 番 15 号	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局島ヶ原店	伊賀市島ヶ原 5846	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局島ヶ原店	伊賀市島ヶ原 5846	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局夏見店	名張市夏見 3274-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局夏見店	名張市夏見 3274-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局	津市白山町南家城 613-5	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局	津市白山町南家城 613-5	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
久居センター薬局	津市久居明神町風早 2091-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
久居センター薬局	津市久居明神町風早 2091-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日

三重県告示第 484 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
ローレル薬局	津市大園町 24 番地 56	有限会社アルバ	津市半田 3459-4	令和元年 8 月 1 日	居宅療養管理指導
ローレル薬局	津市大園町 24 番地 56	有限会社アルバ	津市半田 3459-4	令和元年 8 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
湯の山介護老人保健施設	三重郡菰野町千草字東江野 7045 の 73	医療法人 尚徳会	桑名市和泉 8 丁目 264 番地の 3	令和元年 9 月 1 日	介護予防通所リハビリテーション
湯の山介護老人保健施設	三重郡菰野町千草字東江野 7045 の 73	医療法人 尚徳会	桑名市和泉 8 丁目 264 番地の 3	令和元年 9 月 1 日	介護予防短期入所療養介護

ヘルパーステーションねむの樹	多気郡大台町弥起井 536-2 番地	有限会社 余谷木材	多気郡大台町弥起井 538 番地	令和元年 11月1日	訪問介護
----------------	-----------------------	-----------	---------------------	---------------	------

三重県告示第 485 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
阪神調剤薬局 三重大前店	株式会社 阪神調 剤薬局	居宅療養管理 指導	開設者の主 たる事務所 の所在地	東京都港区虎ノ 門一丁目 1 番 12 号	兵庫県芦屋市大 槻町 1 番 18 号	令和元年 8 月 14 日
阪神調剤薬局 三重大前店	株式会社 阪神調 剤薬局	介護予防居宅 療養管理指導	開設者の主 たる事務所 の所在地	東京都港区虎ノ 門一丁目 1 番 12 号	兵庫県芦屋市大 槻町 1 番 18 号	令和元年 8 月 14 日
訪問介護ステ ーション虹星	株式会社ダイヤ ン松阪	訪問介護	所在地	松阪市東町 59-6 スーパーセンタ ートライアル松 阪店内	松 阪 市 川 井 町 834-1 エルステ ージ松阪 3-504	平成 30 年 10 月 1 日

三重県告示第 486 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の 種 類	廃 止 年 月 日
フラワー薬局桔 梗が丘中央店	名張市桔梗が丘 5 番町 4 街区 14 番地	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理 指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局桔 梗が丘中央店	名張市桔梗が丘 5 番町 4 街区 14 番地	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅 療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局や まとまち店	伊勢市倭町 143 番地 6	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理 指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局や まとまち店	伊勢市倭町 143 番地 6	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅 療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局土 橋店	伊賀市土橋 191 番 1	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理 指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局土 橋店	伊賀市土橋 191 番 1	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅 療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
しらゆり薬局夏 見店	名張市夏見 3273-1	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理 指導	令和元年 8 月 31 日
しらゆり薬局夏 見店	名張市夏見 3273-1	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅 療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局西 丸之内店	津市西丸之内 14 番 15 号	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理 指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局西 丸之内店	津市西丸之内 14 番 15 号	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅 療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局島 ヶ原店	伊賀市島ヶ原 5846	株式会社メディカル ー光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理 指導	令和元年 8 月 31 日

フラワー薬局島ヶ原店	伊賀市島ヶ原 5846	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局夏見店	名張市夏見 3274-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局夏見店	名張市夏見 3274-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局	津市白山町南家城 613-5	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
フラワー薬局	津市白山町南家城 613-5	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
久居センター薬局	津市久居明神町風早 2091-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日
久居センター薬局	津市久居明神町風早 2091-1	株式会社メディカル一光	津市西丸之内 36 番 25 号	介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 31 日

**三重県告示第 487 号**

外国人住民国籍・地域別人口調査を次のとおり実施します。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の基準となる期日

令和元年 12 月 31 日

3 調査対象者

令和元年 12 月 31 日現在で各市町の住民基本台帳に登録されている外国人住民

4 調査の報告者

県内全市町の各担当課

5 調査の方法

調査票を郵送で配付し、郵送、電子メール又は F A X で回答

6 調査の主な内容

国籍・地域別人口

**三重県告示第 488 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営松阪野球場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営松阪野球場の利用料金の承認（平成 31 年三重県告示第 130 号）は、令和 2 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

公益財団法人三重県体育協会  
理事長 村木 輝行

2 利用料金の額

区分	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合			
			入場料の額が 100 円以下のとき		入場料の額が 100 円を超えるとき	
	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者
金額 (円)	700	1,400	4,200	8,400	8,400	16,800

備考

1 金額は、1 時間（1 時間に満たない場合は、1 時間とする。）当たりの額とする。



- 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
  - (1) 小学校就学前の者
  - (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 3 利用料金の承認年月日  
令和元年 11 月 25 日
- 4 利用料金の適用年月日  
令和 2 年 4 月 1 日

---

**三重県告示第 489 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

**第 1**

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南牟婁郡紀宝町鶴殿字岡崎 1046 の 8（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**第 2**

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南牟婁郡紀宝町鶴殿字岡崎 1046 の 8（国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**三重県告示第 490 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和元年 12 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬

白塚加入区

**公安委告示**

**三重県公安委員会告示第 130 号**

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定による講習（以下「駐車監視員資格者講習」といいます。）及び同号ロの規定による認定（以下「認定考査」といいます。）を次のとおり実施します。

令和元年 12 月 10 日

三重県公安委員会委員長 山 本 進

**1 駐車監視員資格者講習****(1) 実施日時**

- 第 1 日目 令和 2 年 1 月 28 日（火）午前 8 時 40 分から午後 6 時まで  
第 2 日目 令和 2 年 1 月 29 日（水）午前 8 時 40 分から午後 6 時まで

修了考査 令和2年2月3日(月)午前9時から午前10時30分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部(7階東小会議室)

(3) 受講定員

30人(申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。)

(4) 受講手続

ア 申込期間

令和2年1月6日(月)から同月24日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申込方法

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真2枚(受講の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、受講者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等)を持参してください。

エ 受講手数料

受講手数料は20,000円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

なお、既納の受講手数料は、返還しません。

オ その他

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通(第二)課で配布しています。

(5) その他

2日間の講習を受講し、修了考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

2 認定考査

(1) 実施日時

令和2年2月3日(月)午前9時から午前10時30分まで

(2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部(7階東小会議室)

(3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(4) 受検手続

ア 申込期間

令和2年1月6日(月)から同月24日(金)まで(三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申込方法

認定申請書に必要事項を記載の上、写真2枚(受検の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、受検者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等)及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面(経歴書、人事記録証明書等)を持参してください。

## エ 受検手数料

受検手数料は4,500円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

なお、既納の受検手数料は、返還しません。

## オ その他

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課で配布しています。

## (5) その他

認定考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

## 3 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係（電話 059-222-0110 内線 5141・5144）へ問い合わせてください。

公 告
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和元年12月10日

三重県知事 鈴木英敬

榎田川祓川沿岸土地改良区（松阪市豊原町1354番地1）

退任理事

松阪市榎田町881番地

関岡寛

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第2項で準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年12月10日

三重県知事 鈴木英敬

## 1 変更認定年月日

令和元年10月29日

## 2 変更内容

捕獲従事者の追加に係る変更

## 3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等

## (1) 名称

一般社団法人 三重県猟友会

## (2) 住所

三重県津市桜橋1丁目104番地

## (3) 代表者の氏名

内田 克宏

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和元年12月10日

三重県知事 鈴木英敬

## 1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

## 2 作業期間

平成31年4月1日から令和元年12月27日まで

3 作業地域

津市片田久保町、同市片田井戸町、同市片田志袋町、同市片田新町、同市片田田中町、同市片田長谷町、同市片田長谷場町、同市片田薬王寺町、同市片田町、同市分部、同市産品、同市小舟、同市殿村及び同市美里町家所

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---